



# 大津市公報

令 和 4 年 12 月 22 日  
号 外 (第 62 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

- 91 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 92 大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

## 規 則

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第91号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1（第4条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級		2 級	
	号給	給料月額		給料月額	
再任用職員 以外の職員	1	円 150,100		円 266,000	
	2	151,200		267,700	
	3	152,400		269,200	
	4	153,500		271,000	
	5	154,600		272,700	
	6	155,700		274,500	
	7	156,800		276,300	
	8	157,900		278,300	
	9	158,900		280,200	
	10	160,300		282,200	
	11	161,600		284,100	
	12	162,900		286,000	
	13	164,100		287,900	
	14	165,600		289,700	
	15	167,100		291,200	
	16	168,700		292,600	
	17	169,800		294,400	
	18	171,200		296,400	
	19	172,600		298,500	
	20	174,000		300,500	
	21	175,300		302,400	

22	177,800	304,500
23	180,300	306,500
24	182,800	308,600
25	185,200	310,300
26	186,900	312,400
27	188,500	314,400
28	190,200	316,400
29	191,700	318,100
30	193,400	320,100
31	195,200	322,200
32	196,900	324,300
33	198,500	325,500
34	200,300	327,500
35	202,100	329,400
36	203,900	331,500
37	205,400	333,400
38	207,200	335,300
39	209,000	337,300
40	210,800	339,200
41	212,400	341,100
42	214,200	343,000
43	216,000	344,800
44	217,800	346,700
45	219,200	348,200
46	221,000	349,600
47	222,700	351,100
48	224,500	352,600
49	226,100	354,200
50	227,800	355,000
51	229,400	356,200
52	230,900	357,200
53	232,200	358,100
54	233,800	359,200
55	235,400	360,100
56	236,900	361,200
57	237,900	362,100
58	239,400	362,800
59	240,700	363,500
60	241,900	364,200
61	246,000	364,600
62	247,500	365,200
63	249,000	365,900

	64	250,300	366,600
	65	251,800	366,900
	66	253,000	367,600
	67	254,300	368,300
	68	255,500	369,000
	69	256,800	369,300
	70	258,200	369,900
	71	259,600	370,600
	72	261,100	371,200
	73	262,700	371,500
	74	264,400	372,100
	75	266,000	372,800
	76	267,600	373,400
	77	269,400	373,800
	78	271,200	374,300
	79	272,900	374,900
	80	274,600	375,400
	81	276,200	375,900
	82	277,900	376,500
	83	279,700	377,000
	84	281,200	377,300
	85	282,400	377,700
	86	284,100	378,200
	87	285,700	378,600
	88	287,400	379,000
	89	289,000	379,400
	90	290,700	379,900
	91	292,500	380,300
	92	294,300	380,700
	93	295,800	381,000
	94	297,500	
	95	299,000	
	96	300,600	
	97	302,200	
	98	303,900	
	99	305,500	
	100	307,200	
	101	308,100	
	102	309,600	
	103	311,100	
	104	312,700	

	105	314,300	
	106	315,900	
	107	317,500	
	108	319,000	
	109	320,500	
	110	321,700	
	111	322,900	
	112	324,100	
	113	324,800	
	114	325,700	
	115	326,500	
	116	327,300	
	117	328,200	
	118	328,600	
	119	329,300	
	120	330,100	
	121	330,900	
	122	331,600	
	123	332,300	
	124	333,000	
	125	333,500	
再任用職員		255,200	274,600

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の大津市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。  
(その他)
- 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

-----  
大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第92号**

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「その者」を「当該パートタイム技能労務職会計年度任用職員」に改める。

別表第1を次のように改める。

**別表第1**（第3条関係）

技能労務職給料表

号給	給料月額（円）
----	---------

1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200
26	186,900
27	188,500
28	190,200
29	191,700
30	193,400
31	195,200
32	196,900

33	198,500
----	---------

**備考**

- 1 市立保育所に勤務する用務員（調理補助の業務に従事する者に限る。）のうち、上司の命を受けて調理の工程の責任者が担う業務の一部と同等の業務に従事すると市長が認める者の給料月額は、この表の額に3,000円を加算した額とする。
- 2 調理員（小学校等調理員（市立小学校及び中学校に勤務する調理員をいう。以下同じ。）を除く。）のうち、調理業務を統括する立場にあると市長が認める者の給料月額は、この表の額に10,000円を加算した額とする。

別表第2中「市立小学校及び中学校に勤務する者（以下「小学校等調理員」という。）」を「小学校等調理員」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。